

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

ネーミングライツ・パートナー募集要項

KEK コミュニケーションプラザ

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（略称「KEK」、以下「機構」という。）は、機構の所有する施設等の有効活用を通じて、事業者等との連携の機会を拡大するとともに、機構の教育研究環境の向上を図ることを目的として、ネーミングライツを付与される事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集します。ネーミングライツ・パートナーは機構の施設等に事業者等の名称、商標又は愛称（以下「愛称等」という。）を設定することができます。機構は愛称等を積極的に使用し、普及と定着に努めます。

1. 対象施設

常設展示：KEK コミュニケーションプラザ

この常設展示は約 400 平米の広さで、KEK の研究活動を紹介する多彩な展示があります。小林誠・特別栄誉教授が 2008 年に受賞したノーベル物理学賞のメダルの公式レプリカも見ることができて大変人気です。小学生や高校生を中心に年間 1 万人以上が訪れます。

<https://www.kek.jp/ja/publicrelations/communicationplaza/>

2. 募集の概要について

- (1) 契約期間：3 年間
- (2) ネーミングライツ料：60 万円以上（年間契約額、消費税及び地方消費税は別途）
- (3) 応募資格：ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する事業者等。ただし、次の各号に掲げる者は、応募資格がないものとします。
 - ①法令等に違反している者
 - ②暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある者
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業を営む者
 - ④インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
 - ⑤機構から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
 - ⑥国、自治体等から違法または不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
 - ⑦民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続中の者又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続中の者
 - ⑧社会問題を起こしている者

⑨貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する者を除く。)

⑩賭け事に係る業種に属する事業を行う者

⑪政治団体

⑫宗教団体

⑬国税、地方税等を滞納している者

⑭その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる者

(4) 愛称等の付与

①愛称等の付与により従来 of 施設等の名称を変更するものではありません。必要に応じて愛称等ではなく従来 of 施設等の名称を使用する場合があります。

②命名する愛称等は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

③対象施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・社会問題についての主義主張のあるもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ・機構の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・美観風致を害するおそれがあるもの
- ・その他愛称等として適当でないと認められるもの

④愛称等は、応募の内容について機構で審議の上、1 件を決定します。ただし、提案された愛称等の変更を求めることがあります。

⑤混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの契約期間中の愛称等の変更はできません。ただし、機構が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

⑥命名権を第三者へ譲渡・貸与することはできません。

(5) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、機構と事前協議することが必要です。)

なお、特典等の権利を第三者へ譲渡・貸与することはできません。

- ①対象施設等に愛称等のサインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に機構との協議をお願いします。
- ②機構は、機構の広報誌やホームページ等を通じて、愛称等の普及と定着に努めます。
- ③ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをアピールすることができます。
- ④その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

（６）愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ①サインや案内看板等の設置、維持、変更及び契約期間満了後又は契約の解除に伴う原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ②契約締結後に作成する機構広報誌等への愛称の表示及び機構のホームページ掲載等については機構負担で行います。
- ③愛称等の使用開始日において、サインや案内看板等の設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④サインや案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

（７）募集期間、提出方法、提出書類

- ・募集期間：令和６年１２月１２日から令和７年２月２８日
- ・提出方法：メール送付、持参もしくは郵送とし、郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び機構が定める休日を除く、午前９時から午後５時までとします。
- ・提出書類：

- ①ネーミングライツ事業実施申込書
- ②ネーミングライツ・パートナーを希望する事業者等に係る以下の書類等
 - ・事業者等の概要を記載した書類
 - ・定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - ・登記事項証明書（発行３カ月以内のもの）
 - ・直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - ・国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

（８）選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、応募の趣旨、愛称案及びネーミングライツ料を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。
選定基準	愛称等（デザインを含む）	・役職員、ユーザー、学生及び地域住民等に受入れられるか。 ・施設等のイメージを損なうおそれがないか。 など
	応募の趣旨	・施設等の魅力向上が期待でき、機構に貢献できるアピールポイントがあるか。
	ネーミングライツ料	・提示した料金を満たしているか。 ・高額であるほど高評価とする。
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

（９）選定結果の通知

選定結果はすべての応募者に通知します。

募集期間終了日より１か月以内に通知します。

（１０）ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、契約期間中の各年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の４月末までに１年分を一括して納入するものとします。ただし、年度途中に契約期間が開始または満了となる場合、１年分の１２分の１に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とし、契約締結月の翌月末までに納入するものとします。なお、本契約において、１か月未満の日数がある場合は、これを１か月としてネーミングライツ料を算出します。

（１１）契約の締結及び公表

機構は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。なお、契約締結後、決定した愛称等、ネーミングライツ・パートナー、ネーミングライツ料及び契約期間等を公表します。

（１２）リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

(13) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、機構は期間満了を待たずに契約を解除することができることとします。また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に機構へ契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。

3. 申込書の提出先及び問い合わせ先

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構 広報室

〒305-0801 茨城県つくば市大穂 1-1

TEL : 029-879-6047 Email : proffice@kek.jp

※ 申込を受理しましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いていないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

※ 対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問い合わせ先までご連絡ください。

以上